

第 3 期新しいばらき障害者プランの策定について

1 計画の概要

- ・ 障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を統合して策定。
- ・ 県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針。
- ・ 現行の「第 2 期新しいばらき障害者プラン（平成 31 年度～令和 5 年度）」の見直しを行うとともに、関係法令の改正、本県における新たな課題や障害者施策を取り巻く環境変化を踏まえ、総合的かつ計画的に障害児・障害者施策を展開するために策定。
- ・ 第 3 期計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度（6 年間）

2 計画策定の考え方

- ・ 第 3 期新しいばらき障害者プランについては、現行計画の内容・構成を基本としつつ、国の基本指針（令和 5 年 5 月 19 日付け告示）や地域の実情等に即して策定する。
- ・ 策定に当たっては、学識経験者、障害当事者及び障害者団体を代表する者等を構成員とする障害者施策推進協議会、障害当事者及び支援者向けのアンケート調査、さらにはパブリックコメントの実施等により意見聴取を行い、障害当事者の意見を十分反映させた上で、令和 6 年 3 月に策定・公表する予定。

3 計画の内容・・・別添原案参照

【現行計画からの主な変更点】

- (1) 「成果目標」・「障害福祉サービス見込み量」の見直し
- (2) 国の基本指針や法改正等を踏まえた施策項目の修正

4 計画策定のスケジュール

令和 5 年 9 月	障害者等へのアンケート調査の実施
1 2 月	第 1 回茨城県障害者施策推進協議会開催
令和 6 年 2 月	パブリックコメントの実施